

No.16	調査課題名：食品中に含まれるカビ毒(オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン)の汚染実態調査					
調査目的	我が国におけるカビ毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態を把握し、今後必要に応じてファクトシート作成や、リスク評価に資するため、カビ毒のリスクが存在する可能性があると考えられ、かつ、汚染実態データが乏しい食品群に関して、汚染実態調査を実施する。					
その他	進捗状況 ( <input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18.12.15	契約締結日	H19.1.25	履行期限	H19.3.30
	調査実施機関	財団法人日本食品分析センター				
	契約金額	20,964,752円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				
	その他参考資料	<a href="#">企画提案書様式 (Word)</a>				

# 別紙

## 食品中に含まれるカビ毒(オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン)の汚染実態調査仕様書

### 1. 調査の目的

我が国におけるカビ毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態を把握し、今後、必要に応じてファクトシート作成や、リスク評価に資するため、カビ毒のリスクが存在する可能性があると考えられ、かつ、汚染実態データが乏しい食品群に関して、汚染実態調査を実施する。

### 2. 調査項目

- 1) 平成17年度食品安全確保総合調査(食品中に含まれるカビ毒(オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン))汚染実態調査)により開発したオクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノンを食品から抽出、検出する方法を踏まえた、種々の食品の汚染実態の調査。
- 2) 平成17年度調査以降の諸外国におけるオクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン等に関するリスク評価報告書、規制情報、汚染実態調査データ等を収集、整理。

### 3. 調査方法

#### 1) 学識経験者による調査検討会の設置

調査を効率的に推進するために学識経験者による調査委員会を設置し、文献検索、文献収集、情報の整理・分析、汚染実態調査の対象食品の検討等を行う。

#### 2) 種々の食品の汚染実態調査

##### ① 調査対象食品

平成17年度調査同様、これまでの知見から、調査対象食品はリスクが存在する可能性があり、かつカビ毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態データが乏しい食品群（オリーブ、ひまわり種子、輸入養殖エビ、養殖魚、健康食品、食肉製品、乳製品、卵、血液及び臓器、さとうきび、ハーブ類等）を中心として幅広い食品を対象とし、平成17年度調査結果報告のカビ毒に係る汚染情報、国際食品規格委員会、その他の国際機関、リスク管理機関におけるカビ毒の動向に係る知見、調査検討会における検討結果を踏まえて検討する。なお、欧州ではベビーフード及び乳幼児向け食品中のカビ毒の汚染実態のデータに基づき、規制が強化されている事実も考慮の上、調査対象食品を検討する。

これら調査対象食品の選定に当たっては、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当者の了解を得ることとする。

##### ② 分析方法

平成17年度調査で開発したオクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノンを食品から抽出し、検出する方法を踏まえて調査・分析を行う。

##### ③ データの整理・分析

得られたデータについて、整理・分析を行う。

#### 3) リスク評価報告書、規制情報、汚染実態調査データ等の収集・整理

オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン等に関する各国及び国際機関等の報告書、規制情報、汚染実態調査データ等を収集・整理する。収集した資料のうち、今後のリスク評価に重要と考えられるものについては、翻訳を実施する。なお、翻訳を実施する資料に関して、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当者の了解を得ることとする。

#### 4. 報告書の作成

以下に従い、調査報告書を作成する。なお、構成及び分量について、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当者の了解を得ることとする。

##### 1) カビ毒汚染実態調査

###### ① 汚染実態調査

陽性対照物質、陰性対照物質、検体ごとに調査結果（数値）を明示するとともに、オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン等が検出された検体について、整理して個別に記載する。また、検体の概要についても記載を行う。

###### ② 結果の取りまとめ

①の汚染実態調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。調査に関する機器分析の数値は、整理して別個に記載する。

##### 2) 関連情報の収集・整理

平成 17 年度調査以降の諸外国におけるオクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン等に関するリスク評価報告書、規制情報、汚染実態調査データ等を収集・整理した資料及び必要に応じて翻訳した資料を報告書に添付する。

#### 5. その他

- 1) 作業の実施に当たっては事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連絡を密に取ることとし、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
- 2) 本業務により知り得た結果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- 3) 入手した外国語の資料については、必要なものについて日本語に翻訳する。
- 4) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
- 5) 本業務の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合には、当該業務について説明を行うものとする。
- 6) 本業務により生じた著作権(著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に定められた権利を含む)はすべて内閣府に帰属する。

#### 6. 成果物

報告書を印刷物として 50 部、CD-ROM 等の電子媒体で 15 部提出する。機器分析の数値については、2 部提出する。また、「収集した文献」については 2 部、「購入した資料」については、1 部提出する。

#### 7. 作業期間

契約日～平成 19 年 3 月 30 日

#### 8. 履行期限

平成 19 年 3 月 30 日